

議案第50号

守口市手数料条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年9月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例の一部を改正する条例

守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
第1条から第9条まで 略					第1条から第9条まで 略				
別表第1及び別表第2 略					別表第1及び別表第2 略				
別表第3（第2条関係） 略					別表第3（第2条関係） 略				
略					略				
(1) 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請（以下この号において「認定の申請」という。）をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額					(1) 法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請（以下この号において「認定の申請」という。）をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額				
項	区分			金額	項	区分			金額
	認定の申請	床面積の合計	住宅			認定の申請	床面積の合計	住宅	
1	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平		新築基準が適用される住宅	略	1	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平		新築基準が適用される住宅（既存	略

	成 11 年法律第 81 号。以下この別表において「品確法」という。) 第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		増改築基準が適用される住宅	略
2	品確法第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等(併用住宅を除く。以下この別表において同じ。)に係るもの	500 平方メートル以下のもの	略	略
		500 平方メートルを超え 1,000 平方	略	略
			増改築基準が適用される住宅	略

	成 11 年法律第 81 号。以下この別表において「品確法」という。) 第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		の住宅を除く。以下この別表において同じ。)	略
2	品確法第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等(併用住宅を除く。以下この別表において同じ。)に係るもの	500 平方メートル以下のもの	略	略
		500 平方メートルを超え 1,000 平方	略	略
			増改築基準が適用される住宅又は	略

メートル以下のもの		
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	略	
	増改築基準が適用される住宅	略
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	略	
	増改築基準が適用される住宅	略
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	略	
	増改築基準が適用される住宅	略

メートル以下のもの	<u>新築基準が適用される既存の住宅</u>	
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	略	
	増改築基準が適用される住宅又は <u>新築基準が適用される既存の住宅</u>	略
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	略	
	増改築基準が適用される住宅又は <u>新築基準が適用される既存の住宅</u>	略
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	略	
	増改築基準が適用される住宅又は <u>新築基準が適用される既存の住宅</u>	略

		10,000平方メートルを超えるもの	略	増改築基準が適用される住宅	略
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		略	増改築基準が適用される住宅	略
4	その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	略	増改築基準が適用される住宅	略
		500平方メートル	略	増改築基準	略

		10,000平方メートルを超えるもの	略	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		略	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略
4	その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	略	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略
		500平方メートル	略	増改築基準	略

を超え1,000平方メートル以下のもの	が適用される住宅	
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	略	
	増改築基準が適用される住宅	略
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	略	
	増改築基準が適用される住宅	略
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル	略	
	増改築基準が適用される住宅	略

を超え1,000平方メートル以下のもの	が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	略	
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	略	
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル	略	
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が	略

		ル以下のもの		
		10,000平方メートルを超えるもの	略 増改築基準が適用される住宅	略

備考 略

(2)及び(3) 略

(4) 略

項	区分			金額
	変更の認定の申請	床面積の合計	住宅	
1	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付さ		略 増改築基準が適用される住宅	略

		ル以下のもの	<u>適用される既存の住宅</u>	
		10,000平方メートルを超えるもの	略 増改築基準が適用される住宅又は <u>新築基準が適用される既存の住宅</u>	略

備考 略

(2)及び(3) 略

(4) 略

項	区分			金額
	変更の認定の申請	床面積の合計	住宅	
1	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付さ		略 増改築基準が適用される住宅又は <u>新築基準が適用される既存の住宅</u>	略

	れた一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの				
2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	略		略
			増改築基準が適用される住宅	略	
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	略		
		1,000平方メートル	略	増改築基準が適用され	略

	れた一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの				
2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	略		略
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略	
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	略		
		1,000平方メートル	略	増改築基準が適用され	略

を超え 3,000 平方メ ートル 以下の もの	る住宅	
3,000 平方メ ートル を超え 5,000 平方メ ートル 以下の もの	略	略
5,000 平方メ ートル を超え 10,000 平方メ ートル 以下の もの	略	略

を超え 3,000 平方メ ートル 以下の もの	る住宅又は <u>新築基準が 適用される 既存の住宅</u>	
3,000 平方メ ートル を超え 5,000 平方メ ートル 以下の もの	略	略
5,000 平方メ ートル を超え 10,000 平方メ ートル 以下の もの	略	略

		10,000 平方メ ートル を超え るもの	略 増改築基準 が適用され る住宅	略	
3	その他の 一戸建て の住宅又 は併用住 宅に係る もの		新築基準が 適用される 住宅	12,70 0円	法第5 条第6 項第4
			増改築基準 が適用され る住宅	18,90 0円	号から 第6号 までに 掲げる 事項の みの変 更の場 合 2, 300円
4	その他の 共同住宅 等に係る もの	500平 方メー トル以 下のも の	新築基準が 適用される 住宅	23,30 0円	ア 略 イ 法 第5 条第
			増改築基準 が適用され	35,10 0円	6項

		10,000 平方メ ートル を超え るもの	略 増改築基準 が適用され る住宅又は 新築基準が 適用される 既存の住宅	略	
3	その他の 一戸建て の住宅又 は併用住 宅に係る もの		新築基準が 適用される 住宅	12,70 0円	法第5 条第8 項第4
			増改築基準 が適用され る住宅又は 新築基準が 適用される 既存の住宅	18,90 0円	号から 第7号 までに 掲げる 事項の みの変 更の場 合 2, 300円
4	その他の 共同住宅 等に係る もの	500平 方メー トル以 下のも の	新築基準が 適用される 住宅	23,30 0円	ア 略 イ 法 第5 条第
			増改築基準 が適用され	35,10 0円	8項

	る住宅		
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	37,700円	
	増改築基準が適用される住宅	56,600円	
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	73,800円	
	増改築基準が適用される住宅	110,900円	
3,000平方メートル	新築基準が適用される住宅	134,500円	

第4号から第6号

までに掲げる事項のみの変更の場合
2,300円

	る住宅又は新築基準が適用される既存の住宅		
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	37,700円	
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	56,600円	
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	73,800円	
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	110,900円	
3,000平方メートル	新築基準が適用される住宅	134,500円	

第4号から第7号

までに掲げる事項のみの変更の場合
2,300円

一ト ルを 超え 5,000 平方メ ートル 以下の もの	住宅	
	増改築基準 が適用され る住宅	201,8 00 円
	新築基準が 適用される 住宅	233,8 00 円
	増改築基準 が適用され る住宅	350,8 00 円
5,000 平方メ ートル を超え 10,000 平方メ ートル 以下の もの	新築基準が 適用される 住宅	431,6 00 円
	増改築基準 が適用され る住宅	647,5 00 円

一ト ルを 超え 5,000 平方メ ートル 以下の もの	住宅	
	増改築基準 が適用され る住宅又は 新築基準が 適用される 既存の住宅	201,8 00 円
	新築基準が 適用される 住宅	233,8 00 円
	増改築基準 が適用され る住宅又は 新築基準が 適用される 既存の住宅	350,8 00 円
5,000 平方メ ートル を超え 10,000 平方メ ートル 以下の もの	新築基準が 適用される 住宅	431,6 00 円
	増改築基準 が適用され る住宅又は 新築基準が 適用される	647,5 00 円

<table border="1" data-bbox="353 231 1120 287"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 法第5条第1項から第5項までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明を受けようとするもの 1通につき980円</p> <p>(8) 略</p> <p>以下 略</p>							<table border="1" data-bbox="1243 231 2011 287"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>既存の住宅</td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 法第5条第1項から第7項までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明を受けようとするもの 1通につき980円</p> <p>(8) 略</p> <p>以下 略</p>				既存の住宅		
			既存の住宅										

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。